

議案第 57 号

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市
市条例第102号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成23年9月1日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、児童遊園を廃止するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北名古屋市児童遊園の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第102号）の一部を次のように改正する。

別表北名古屋市九之坪天神児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、平成23年11月1日から施行する。